

熊本連携中枢都市圏形成

変更連携協約書

熊本市 宇土市

熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る変更連携協約

熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を次のとおり変更する。

別表を次のように改める。


この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和8年3月23日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市


熊本市長

大西 一史 

乙 宇土市浦田町51番地

宇土市

宇土市長

元松 茂樹 

別表第1（第3条第1号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の6次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の6次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の6次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第2（第3条第2号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。
(2) 中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、高次の都市機能の維持・集積及び都市基盤の有効活用に取り組む。
	甲の役割	高次の都市機能の維持・集積を行うとともに、中心市街地の都市基盤の活用を図る。
	乙の役割	高次の都市機能及び都市基盤の活用に甲と連携して取り組むことにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 子育て支援の充実	取組内容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
(3) 高齢者、障がい者等への支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(4) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。

(5) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(6) 文化及び学術の振興	取組内容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
(7) 消費者の保護	取組内容	消費者問題について、解決力の高い地域社会づくりを目指し、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けられることができる体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して消費生活相談等を行う。
	乙の役割	甲と連携して消費生活相談等を行う。
(8) 空家対策等都市空間に関する課題への対応	取組内容	空家対策等の都市空間に関する課題について、土地利用、まちづくり、地域振興等の様々な観点から、その解決に向けて取り組む。
	甲の役割	乙と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
	乙の役割	甲と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
(9) 企業誘致の促進	取組内容	圏域全体で雇用機会の確保を図るため、圏域市町村が共同して企業誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して企業誘致に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して企業誘致に取り組む。

(10) 新規 就農者へ の支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(11) 観光 の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(12) 災害 等への対 応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(13) 環境 の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可 能な地域 公共交通 網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。

(2) ICT を活用し た広域的 な情報発 信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。
(3) 広域的 道路網の 構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(4) 都市と 農村の交 流の促進	取組内容	農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
	甲の役割	乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
	乙の役割	甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
(5) 移住・ 定住の促 進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の 育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。

(2) 機関等	取組内容	附属機関等を共同して設置する。
の共同設置	甲の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。
	乙の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。